

武蔵野市小学生の放課後施策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項に規定する次世代育成支援対策の実施に関する計画及び武蔵野市第四期長期計画・調整計画の実施計画として武蔵野市が策定する第三次子どもプラン武蔵野に基づき、武蔵野市立小学校に在籍する児童又は武蔵野市に住所を有し、かつ、武蔵野市以外の者が設置する小学校に在籍する児童（以下これらを「小学生」という。）の放課後施策に係る事業の在り方について協議するため、武蔵野市小学生の放課後施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 小学生の放課後施策全般に関すること。
- (2) 武蔵野市地域子ども館事業（武蔵野市地域子ども館事業実施要綱（平成14年10月4日適用）に規定する武蔵野市地域子ども館において実施する事業をいう。以下同じ。）に関すること。
- (3) 武蔵野市学童クラブ事業（武蔵野市学童クラブ条例（平成10年12月武蔵野市条例第37号）に規定する武蔵野市学童クラブにおいて実施する事業をいう。以下同じ。）に関すること。
- (4) 武蔵野市立桜堤児童館事業（武蔵野市立児童館条例（昭和44年4月武蔵野市条例第9号）に規定する武蔵野市立桜堤児童館において実施する事業をいう。）に関すること。
- (5) 武蔵野市地域子ども館事業、武蔵野市学童クラブ事業の連携その他の小学生の放課後施策に係る事業の連携に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、小学生の放課後施策の推進のために市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員13人以内で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子育て関係団体を代表する者
- (3) 子育てサービスの利用者
- (4) 教育の関係者
- (5) 公募による者
- (6) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 協議会の会議の議長は、委員長とする。

3 協議会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会の設置)

第7条 協議会は、必要があるときは専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会員の人数は若干名とし、協議会の委員及び市職員の中から委員長が協議会に諮って指名する。

3 専門部会は、協議会により付議された事項について、調査し、又は審議し、協議会に報告する。

4 専門部会に部会長及び副部会長各1人を置き、それぞれ部会員のうちから互選する。

5 専門部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

(報酬等)

第8条 委員の報酬等については、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条の規定に基づき、市長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の庶務は、子ども家庭部子ども家庭課及び同部児童青少年課が共同で行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年7月13日から施行する。